

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成 3 1 年 3 月 5 日（火）

福祉基盤課

目 次

重点事項

頁

第1 社会福祉法人制度改革等について

1	社会福祉法人制度改革の趣旨・概要	1
2	平成31年度末までの評議員の経過措置に係る対応について	1
3	特定社会福祉法人における会計監査人の設置義務等について	2
4	社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について	3
5	「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について	4
6	「社会福祉法人会計基準」等の改正について	8
7	会計専門家による支援について	8
8	「地域における公益的な取組」の推進について	9
9	法人に対する指導監査の適正な実施について	10
10	社会福祉法人制度改革に関連する平成31年度予算額(案)について	11
11	法人への寄附に関する税制(税額控除制度)の周知について	15
12	規制改革実施計画に関する対応について	15
13	未来投資会議等における法人の大規模化・協働化に関する検討について	17
14	法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について	18

第2 社会福祉施設等の防災対策等について

1	社会福祉施設等の耐震化等の推進について	19
2	社会福祉施設等の土砂災害対策等の徹底について	21
3	社会福祉施設等の被災状況の把握等について	23
4	災害福祉支援ネットワークの構築の推進について	23
5	福祉避難所の役割・機能に関する周知について	26
6	社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)について	27
7	社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について	28
8	社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について	28

第3 社会福祉施設の運営等について

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 福祉サービス第三者評価推進事業について | 29 |
| 2 | 福祉サービスに関する苦情解決の取組について | 30 |

第4 感染症の予防対策について

- | | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 今冬のインフルエンザ対策について | 31 |
| 2 | ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について | 31 |

第5 独立行政法人福祉医療機構について

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 福祉貸付事業について | 34 |
| 2 | 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について | 37 |
| 3 | 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について | 39 |
| 4 | 福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業について | 40 |
| 5 | 社会福祉振興助成事業について | 41 |

参考資料

- | | | |
|----|--|----|
| 1 | 平成30年度会計監査人等設置状況 | 42 |
| 2 | 平成30年度社会福祉充実計画策定状況 | 43 |
| 3 | 計算書類等をシステムに登録していない法人数等(都道府県別) | 44 |
| 4 | 災害時の福祉支援体制の整備について(通知) | 45 |
| 5 | 災害福祉支援体制の構築状況(青森県) | 52 |
| 6 | 災害福祉支援体制の構築状況(群馬県) | 65 |
| 7 | 災害福祉支援体制の構築状況(静岡県) | 71 |
| 8 | 西日本豪雨災害における 災害派遣福祉チームの活動について(岡山県提供資料) | 80 |
| 9 | 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について(事務連絡) | 92 |
| 10 | 第三者評価の受審数等の状況 | 95 |

重 点 事 项

第 1 社会福祉法人制度改革等について

1 社会福祉法人制度改革の趣旨・概要

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であることから、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、次の改正を行っている。

- ① 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）
- ② 事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）
- ③ 財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）
- ④ 地域における公益的な取組の責務化
- ⑤ 行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において、上記の制度改革事項を着実に実施するとともに、必要な取組を進めていただきたい。

2 平成 31 年度末までの評議員の経過措置に係る対応について

評議員の必置化に当たって、その員数については、本来 7 名以上の選任が必要なところ、平成 27 年度の収益が 4 億円以下の法人については、平成 32 年 3 月末までの間、4 名以上とすることができる経過措置を設けている。

既に評議員の確保に向けた検討を始めている法人も多くあるが、地域により取組状況に差が見受けられるため、今後、経過措置適用法人が経過措置期間の満了までの間に評議員を円滑に確保できるよう所轄庁においても法人からの相談に応じるとともに、評議員の確保に向け、計画的に支援を行っていただきたい。

また、各地域の社会福祉協議会に対しても法人からの相談窓口の設置や評議員となれる人材に関する情報を提供できる体制を整えるよう別途依頼することとしているので、所轄庁においてもこれと連携の上、法人に対する支援に特段の御配慮をお願いしたい。

3 特定社会福祉法人における会計監査人の設置義務等について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である。

平成30年度においては、参考資料1のとおり、特定社会福祉法人については326法人、会計監査人の設置義務のない法人については99法人が設置済みとなっている（平成30年7月31日現在）。

なお、会計監査人の設置を円滑に進めていくため、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等について、

- ① 平成29年度に会計監査を実施した社会福祉法人を対象とした調査（有効回答数520法人）、
 - ② 収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人で①以外の法人を対象とした調査（有効回答数約1,580法人）
- を、二段階で実施したところであり、現在、調査の集計・分析を行っている。その結果については、追ってお知らせするので御了知いただきたい。

なお、平成 30 年 11 月 2 日付け事務連絡でお示ししているとおり、会計監査人の設置基準を収益 20 億円超又は負債 40 億円超への引下げについて、平成 31 年 4 月からは行わないこととしているので、併せて御留意いただきたい。

また、社会福祉協議会における退職共済事業に関しては、平成 30 年度においては、会計監査人の確保や設置手続、必要な財源の確保のための掛金の見直し等、特別な事情が生じることも想定されることから、やむを得ない場合に限り、1 年間を限度に特定社会福祉法人の判定対象から除外していたところ、平成 31 年度からは対象とすることとしているので、御留意いただきたい。

4 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 55 条の 2 の規定に基づき、法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度 6 月 30 日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

平成 30 年度においては、参考資料 2 のとおり、全体の法人の約 11.2% (2,192 法人) に、総額約 4,939 億円の社会福祉充実残額が生じ、これに応じた社会福祉充実計画が策定されているところである。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。

また、平成 31 年度に初めて社会福祉充実計画を策定する法人については、平成 31 年 6 月 30 日までに所轄庁あて、当該計画の承認申請を行う必要があることから、平成 30 年度決算の見込みを踏まえつつ、平成 31 年度版「社会福祉充実残額算定シート」を活用し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行うことが重要であり、各所轄庁におかれては、該当する可能性のある法人において試算が適切に行われ、時間的余裕をもって計画の内容の検討が行われるよう、指導されたい。

※ 平成 31 年度版「社会福祉充実残額算定シート」については、年度内に、「「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」の一部改正について」を行った上で、建設工事費デフレーターを更新するなどの変更を行う予定である。

併せて、平成 30 年度以前に策定した社会福祉充実計画の変更を行う法人がある場合には、変更承認手続等に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

なお、具体的な事務処理に当たっては、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）及び「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A」を参照されたい。

5 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「システム」という。）については、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任の強化を図る観点から、平成 29 年 4 月 1 日に施行された法第 59 条の 2 第 5 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の業務として運用を行っているところである。

システムは、本年 1 月 31 日現在で、20,818 法人が登録し、このうち、20,525 法人（98.6%）がシステムを通じて現況報告書等の届出を行ったところである。

各所轄庁におかれては、システムの円滑な運用及びシステムを通じた届出の推進に対して御理解、御協力をいただき感謝申し上げる。

一方、一部の法人については、システムの届出内容において、貸借対照表の借方・貸方の金額が一致していない場合や、各計算書類の勘定科目間（資金収支計算書及び事業活動計算書の科目間や、事業活動計算書の「当期活動増減差額」及び貸借対照表の「次期繰越活動増減差額」等）において金額が一致していない場合などの不整合が生じている状況が見受けられる。

このため、平成 30 年 11 月 19 日付け事務連絡「平成 30 年度の計算書類等の届出における「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの未活用」及び「計算書類の不整合」に関する調査の実施について」及び平成 31 年 1 月 28 日付け事務連絡「平成 30 年度の計算書類等の届出における「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムへの登録」及び「計算書類の不整合の修正」に係る今後の対応について（依頼）」において、各所轄庁に対して、不整合の修正等について連絡したところ、平成 31 年 1 月 31 日時点において 318 法人で修正報告がされている。（参考資料 3 参照）

一方、現在修正が完了していない法人についても、3 月末までに修正完了予定としている法人を合わせると、696 法人と報告されており、御協力に感謝申し上げます。平成 31 年度の報告においても、国民に正確な情報開示を行う観点から、全ての法人が正しい計算書類を作成できるよう、引き続き法人の届出内容の確認について御協力をお願いする。

また、来年度のシステムについては、アンケート調査の中で、「届出期間内に届出が間に合わなかった」、「計算書類の不整合に気付かなかった」、「システム入力の様子を改善して欲しい」などの御意見があったことも踏まえ、一部既に連絡しているものもあるが、以下のとおり変更を予定している。

- ① 入力フォームのダウンロードについて 4 月 1 日から開始する。
- ② 定款、役員名簿、役員等報酬基準、監事監査報告等についてシステムでの届出ができるようにする。
※ これにより、基本的に紙での届出を必要とせず、システムによる届出で完結できる仕様となる予定。
- ③ エラー等のチェック項目を追加する。（貸借対照表の貸方・借方の不一致、事業活動計算書の前期繰越活動増減差額と当期繰越活動増減差額の不一致等）
- ④ 計算書類と連携している「現況報告書」の前会計年度における事業等の概要の拠点区分・事業区分を変更した場合や、「勘定科目設定」において勘定科目の加除修正を行っても、既に入力されている計算書類のデータが消去されないようにする。

その他、31年度の報告に向けて、システム入力における留意事項や、上記③でも記載したように入力フォームにおいて不整合等と認識された際に表示されるエラーや警告について、その理由や警告が表示された際に所轄庁として対応すべきことについて、まとめた資料を後日送付することを予定している。

来年度のシステムに係るスケジュールについては、福祉医療機構より、各所轄庁、法人に対して既に連絡しているところであるので、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」(<https://www.int.wam.go.jp/sec/zaihyou/>)も適宜御確認いただき御対応頂きたい。

※ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの運用スケジュール

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2019年度 運用スケジュール (全体イメージ・予定)												
2019年												
区分	1月			2月			3月			4月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
社会福祉法人										入力シートのダウンロード(4月1日～)		
										入力シートの入力・保存・届出(4月1日～6月末)		
												システム未利用 できません
所轄庁	法人基本情報の更新及び確定(1月10日～2月28日)			事務処理用メールアドレスの更新(1月10日～2月28日)			計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始(1月31日～)			入力シートの内容の確認と都道府県への提供(4月1日～8月末)		
都道府県	事務処理用メールアドレスの更新(1月10日～2月28日)			計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始(1月31日～)						入力シートの内容の確認と厚生労働省への提供(4月1日～9月末)		
福祉医療機構	データ更新等～3月末			集約結果の公表(2月中日達)						現況報告書・計算書類・社会福祉充実計画の公表(4月1日～10月末) [現況報告書・計算書類は所轄庁へ届出後、社会福祉充実計画は所轄庁の確認後に公表]		

併せて、現況報告書等の提出期限である6月末に近くなると、各所轄庁や福祉医療機構等に対して、システムの入力等に係る問い合わせ等が大幅に増えることが見込まれることから、各法人があらかじめ入力に係る事前の準備を行い、時間的余裕をもって入力作業を行うことができるよう、管内法人に対して周知を図るとともに、所轄庁自ら作業の進捗管理に努めていただきたい。

なお、法人に対する周知に当たっては、WAM NET の「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」サイトからアクセスできる「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」に、財務諸表等入力シートの体験版やシステム操作をわかりやすく説明した「はじめてガイド」等を掲載しているので、これらの活用をお願いします。

また、今後、平成 30 年度の届出に基づく全国の法人の運営状況等を集約した結果を掲載するので参考とされたい。既に連絡しているとおり、システムにおいて各都道府県市が管内法人の計算書類等の内容を CSV データでダウンロードすることができる機能も用意しているので、併せて法人運営の分析等に活用されたい。

さらに、今年度のシステムの運用状況を踏まえ、現況報告書等の記載要領の明確化等のため、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児発 0329 第 6 号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）の改正通知等について、3 月中を目途に発出する予定であるので御了知願いたい。

システムについては、法人に関する情報に係るデータベースの整備を図りつつ、国民にインターネット等を通じて、国民がアクセスのしやすい形で、迅速に情報提供できるようにするといった趣旨であることを踏まえ、システムによる届出の推進や、国民に正確な情報開示を行う観点から届出内容の確認等について、引き続き御協力いただくとともに、管内市区及び法人等関係各方面に周知願いたい。

6 「社会福祉法人会計基準」等の改正について

「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 25 号）により、退職共済事業等に係る会計処理の明確化のため、新たな勘定科目が追加されたことに伴い、関連通知も改正し、平成 30 年 4 月 1 日より適用されているので、退職共済事業等の会計処理の取扱いについては改めて御留意いただきたい。

また、企業会計基準において税効果会計に係る会計基準が改正されたことなどに伴い社会福祉法人会計基準についても当該改正内容の反映を含めた関連通知の一部改正を年度内に予定しているので、御了知いただきたい。

7 会計専門家による支援について

会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成 29 年 4 月 27 日付け社援基発 0427 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）においてお示ししており、法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、以下の 2 つの区分により実施していただくこととしている。

- ① 将来的に会計監査人設置義務法人となることが見込まれる大規模法人等を対象とした「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」
 - ・ 法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受ける支援
- ② 適切な財務会計の運用支援が必要とされる比較的小規模な法人等を対象とした「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」
 - ・ 経理体制、会計帳簿、計算書類、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受ける支援

これらの支援は、適正な財務報告、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に非常に有効なものであるため、各所轄庁におかれては、管内の法人の実施状況の把握に務めるとともに、未実施の法人に対しては積極的な活用を促されたい。

併せて、これらの支援を実施した場合には、監査実施要綱通知の別添「社会福祉法人監査実施要綱」により、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされているので、改めて御了知の上、管内法人に対して周知願いたい。

8 「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしているところである。

所轄庁におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、地域協議会等の開催などを通じて、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

また、平成 30 年度社会福祉推進事業において、好事例の収集等を行っており、年度内に報告書を取りまとめ、HP に公表する予定としているので、当該報告書も活用されたい。

9 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成 30 年 4 月 16 日に改正した「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化し（ローカルルールのは正）、指導監査の効率化・重点化を図るという趣旨を踏まえ、今後とも適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

なお、監査実施要綱通知については、指導監査に係る運用の適正化を図るなどの観点から、関係団体及び自治体からの意見を踏まえ、必要に応じて改正することとしている。

また、法人の指導監査等に従事する所轄庁職員を対象とした研修については、今年度に引き続き、来年度も、従来の国立保健医療科学院の指導監督中堅職員研修に加え、指導監査実施要綱・ガイドライン等に関する研修会の開催を 6 月頃に予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いします。研修会に係る案内、出席者の正式な登録依頼については、今年度中に送付する予定である。

なお、平成 31 年度研修会については、平成 30 年度と同様に一般市の所轄庁担当者を対象としていないため、各都道府県におかれては、本研修会の内容を踏まえ、一般市担当者向けの伝達研修の実施についても併せて御協力をお願いします。

10 社会福祉法人制度改革に関連する平成 31 年度予算額（案）について

（１）「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の拡充

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（平成 31 年度予算額（案）：1,228,180 千円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー）については、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業として、平成 30 年度に創設したところであるが、平成 31 年度においても、事業の拡充を図った上で、これを継続することとしている。

平成 31 年度における拡充内容については、

ア 実施主体に一般市区を追加

イ 法人間連携プラットフォームで行う福祉・介護人材確保の取組に、共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する助言等を追加

ウ ネットワーク参画法人の事務処理部門の集約・共同化を図るため、別法人を立ち上げる場合等に一定額を加算する措置を追加（初年度限り）等を予定しており、追って実施要綱等の改正を行うこととしている。

各自治体におかれては、本年 3 月上旬を目途に生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫補助協議を行う予定としているので、規模にかかわらず、法人等による地域貢献事業の推進、福祉・介護人材の確保・定着が図られるよう、本事業を一層積極的に活用していただきたい。

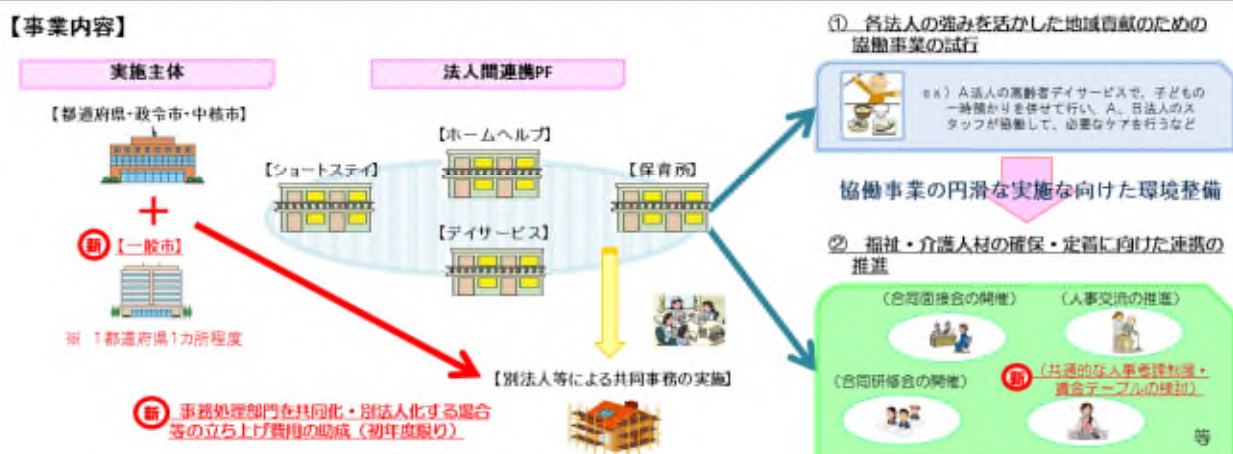
「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の拡充【推進枠】

【要旨】

〔平成31年度予算案：1,228,180千円（627,900千円）（（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）〕

- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
- 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
- このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
- また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。
- なお、平成31年度予算（案）においては、本事業の一層の推進を図りつつ、小規模法人等における経営効率化、人材の確保・定着を促進する観点から、実施主体の拡大や取組内容の充実等事業内容の拡充を図る。

【事業内容】



平成31年度における「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の執行方針について

1. 実施主体

- 都道府県、市（特別区を含む）、都道府県等が適当と認めた団体
 - ※1 都道府県等が実施する場合は、社会福祉協議会、経営者団体等の法人に委託可。
 - ※2 都道府県等が適当と認めた団体が実施する場合は、都道府県等を通じた間接補助。
 - ※3 一般市については、1都道府県当たり1か所程度とする。

指定都市・中核市に加え、
一般市にまで対象を拡充

2. 事業内容

- 次に掲げる取組を実施する。
 - (1) 法人間連携プラットフォームの設置
都道府県等に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置する。
 - (2) 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ
法人間連携プラットフォームにおいて、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、複数の法人がそれぞれの強みを活かした取組の実施を検討し、社会的に孤立する者に対する見守りや社会参加支援、高齢者に対する支援と子どもの一時的預かりとを併せて行う共生型サービス、生活困窮者の自立支援など、地域貢献のための協働事業を試行する。
 - (3) 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進
法人間連携プラットフォームにおいて、(2)の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないよう、次のような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。

下線部について、
事業内容を拡充

新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催	職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
人事交流の推進	適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言
共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する助言（新規）	合同福利厚生事業の実施（新規）等

- (4) ネットワーク参画法人の事務処理部門の集約・共同化（新規）
ネットワーク参画法人の事務職員が、共同で報酬請求事務等処理するための別法人を立ち上げる場合等に、その立ち上げ費用（事務所費用や備品購入費用等）を助成。（初年度限りの支援）

3. 国庫補助率

- 定額

4. 国庫補助基準額

- 1の法人間連携プラットフォーム当たり、400万円を基本。
- ただし、法人間連携プラットフォームの設置箇所数の上限は、次のとおりとする。
 - (1) 都道府県が実施する場合：5箇所程度
 - (2) 指定都市が実施する場合：3箇所程度
 - (3) 中核市が実施する場合：2箇所程度
 - (4) 一般市（特別区を含む。）が実施する場合：1箇所程度
- また、2. 事業内容の「(4) ネットワーク参画法人の事務処理部門の集約・共同化」に取り組む場合には、上記に加え、1の法人間連携プラットフォームにつき、320万円を加算する。（初年度限り）

（２）「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」の継続

「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」（平成 31 年度予算額（案）：100,000 千円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー）については、会計監査人導入の意義・効果について検証等を行うため、会計監査人の設置義務のない法人に、会計監査人をモデル的に設置する事業として、平成 29 年度から実施しているところである。

平成 31 年度においては、収益 10 億円又は負債 20 億円規模の法人を中心に、本事業を引き続き行うこととしている。

各自治体におかれては、本年 3 月上旬を目途に生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫補助協議を行う予定としているので、御了知の上、会計監査人の円滑な導入が図られるよう、本事業を積極的に活用していただきたい。

なお、これまでに本事業による補助を受けた法人については、平成 31 年度の補助対象とならないので、御留意いただきたい。

会計監査人設置モデル事業

- 改正社会福祉法の施行により、平成29年度以降、収益30億円又は負債60億円超の社会福祉法人に対し、会計監査人の設置が義務付けられているところ。また、今後、この設置義務対象については段階的に引き上げていくことを予定している。
- これに伴い平成29年度から、会計監査人設置義務のない社会福祉法人を対象に、モデル的に会計監査人を設置し、その導入効果等の検証等を行う「会計監査人設置モデル事業」を実施している。
- 段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとしているが、収益10億円又は負債20億円超の社会福祉法人については、収益20億円又は負債40億円超の社会福祉法人に比し、会計監査の実施率が低いことから、さらに導入効果の検証を行っていく必要がある。
- このため、平成31年度においても、会計監査人の設置の義務付けを円滑に進めていくため、収益10億円又は負債20億円超の社会福祉法人を中心に会計監査人導入の意義・効果について、さらに事例を収集し、その検証を深めていくことを目的として、本モデル事業を引き続き実施する。

【事業内容】

※ 平成31年度においても収益10億円又は負債20億円規模の法人を中心に、50法人程度で実施予定。



【平成31年度予算額(案)】

100,000千円

【法人からの報告内容】

導入のメリット	導入に当たっての課題
- 経営体制の効率化 - 会計業務の効率化 - 社会的信頼性の向上 - 法人の内部統制の強化 等	- 会計監査人の受入に係る事務処理体制 - 費用負担 - 会計監査人の選任に当たっての法人からのアクセス 等

これらの成果については、国において検証・集約を行い、わかりやすく整理した上で、法人にその導入効果等を周知し、会計監査人に対する理解を促進

1 1 法人への寄附に関する税制（税額控除制度）の周知について

平成 23 年 6 月の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、個人が一定の要件を満たした法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになっている。税額控除制度については、小口寄附の減税効果が高いことから、新たな寄附者が増えること等が期待されている。

この制度利用のためには、法人等が一定の要件（例：寄付金の額の年平均の金額 30 万円以上、寄附金等収入が経常収入金額の 1/5 以上 等）を満たしていることが必要であり、法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。（要件や手続等の詳細は、厚生労働省 HP（https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html）を参照のこと。）

法人においては、税額控除制度の利用がまだ少ないことから、各都道府県等におかれては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についても願います。

1 2 規制改革実施計画に関する対応について

内閣府に設置された規制改革推進会議においては、平成 28 年 9 月から平成 29 年 5 月までの間、介護保険内・外サービスの柔軟な組み合わせや介護サービス供給の在り方に関する見直しなど、介護サービス分野に関する規制改革事項について議論が進められ、この中で、国民のより質の高い介護サービスの選択を支援するための福祉サービスの第三者評価事業の改善方策や、介護事業の展開促進のための福祉医療機構による融資に係る担保設定の在り方等について議論が進められたところである。

これを受け、平成 29 年 6 月には、これらの議論の結果が規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）として取りまとめられ、次の介護事業の展開促進・業務効率化の促進に係る事項については、平成 30 年度中に措置することとされている。

※ 規制改革実施計画（「介護事業の展開促進・業務効率化の促進」部分抜粋）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
21	社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し	社会福祉法人の基本財産への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融機関が単独で担保権者となる時の所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかも含めて検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置
22	福祉医療機構の役割が民業補完であることを踏まえた同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直し	独立行政法人福祉医療機構は融資を行うに当たり、公的資金を活用しているため、原則として融資対象物件に第一順位の抵当権の設定を受けるという運用を行っているが、同機構の役割が民業補完であることを踏まえ、融資の保全のルールの在り方について検討を行い、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置

（１）法人の基本財産への担保設定の在り方の見直しについて

法人が民間金融機関から単独で基本財産を担保に融資を受ける場合の所轄庁の承認については、関係者とも協議の上、以下の条件を満たす場合に不要とする予定である。

- ・ 社会福祉施設の整備に対する融資であること
 - ・ 法人が自治体の施設等担当部局の意見書(※)を所轄庁に届け出ること
- 今年度中に、局長通知「社会福祉法人の認可について」の一部改正等により通知する予定であるので、所轄庁におかれては、御了知いただきたい。

(※) 意見書については、現在、福祉医療機構からの貸付を受ける際に自治体の施設整備部局で作成し、法人が福祉医療機構に提出しているものを参考にしつつ、所轄庁へ提出することを前提とした意見書様式を別途事務連絡でお示しする予定。その他、当該事務の取扱いに関する Q&A も併せてお示しする予定。

(2) 福祉医療機構の役割が民業補完であることを踏まえた同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直しについて

福祉医療機構の融資対象物件に対する抵当権の設定の在り方については、今年度中に、その検討結果を福祉医療機構の HP 等において公表する予定であるため、所轄庁におかれては、御了知いただきたい。

1 3 未来投資会議等における法人の大規模化・協働化に関する検討について

昨年 1 1 月、経済政策の方向性に関する中間整理（平成 30 年 11 月 26 日未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議）が取りまとめられ、その中で、社会福祉法人の経営合併、経営統合等に関する検討が求められている。

また、国民誰もがより長く元気に活躍できるよう、全世代型社会保障の構築に向けて、大臣を本部長とする「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」を立ち上げ、厚生労働省として検討を進めているところであり、その中で、社会福祉法人の経営の大規模化・協働化に関する検討を進めることとしている。

「経済政策の方向性に関する中間整理」(平成 30 年 11 月 26 日未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議)

(複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合等)

- ・ 経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。

一般的に、経営統合や運営の協働化等は、利用者や地域のニーズへの対応や、職員の処遇改善や人材確保・定着に資するなどのメリットが考えられ、厚生労働省としても、今年度から「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を創設するなどの取組を進めているところであるが、今後、こうした指摘等も踏まえつつ、希望する法人が他法人と円滑に連携していくための環境整備等について、本年夏頃を目途に一定の方向性を得ることを目標に、検討を行うこととしているので、所轄庁におかれては、御了知いただきたい。

14 法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

日本は、マネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会（FATF（ファトフ）：Financial Action Task Force）に加盟している。FATFでは、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準として2012年に第4次勧告を採択し、その履行状況について加盟国間で相互審査を行っている。

当該勧告では、法人を含む「非営利団体」（NPO）について、合法的な団体を装うテロリスト団体によって悪用されないよう対策を行うこととされており、本年中に審査団による訪日審査が予定されている。

法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、各所轄庁におかれては、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

社会福祉法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

(1) FATF勧告の内容

○ 非営利団体（NPO）に対する勧告の内容は以下の通り。

8. 非営利団体

各国は、テロリズムに対する資金供与のために悪用され得る団体に関する法律・規則が十分か否かを見直すべきである。非営利団体は特に無防備であり、各国は、これらが以下の形で悪用されないことを確保すべきである。

- (a) 合法的な団体を装うテロリスト団体による悪用
- (b) 合法的な団体を、資産凍結措置の回避目的を含め、テロ資金供与のためのパイプとして用いること、及び
- (c) 合法目的の資金のテロリスト団体に対する秘かな横流しを、秘匿・隠蔽するため
に用いること。

(2) 勧告に対する具体的な対応策

○ 勧告に対する具体的な対応策として、以下の項目が挙げられている。（「FATF勧告の解釈ノート」より）

- (a) 「テロ資金供与の問題に関するNPO部門へのアウトリーチ」
→ 国において普及啓発を行うことが必要
- (b) 「NPO部門の監督または監視」
→ 役員等の情報を入手可能とすることや、財務諸表の作成の徹底及び公表等を行うことが必要
- (c) 「効果的な情報収集及び捜査」
→ NPOに関する情報（運営・管理）について、捜査機関等との情報共有等を行うことが必要
- (d) 「懸念のあるNPOに関する情報についての国際的な要請に対応する効果的な能力」
→ テロ資金供与等の疑いのあるNPOに関する情報について、国際的な提供要請に応えることが必要

○ 特に(b)など、社会福祉法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、各所轄庁におかれては、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

(3) 今後の予定

2019年秋頃	審査団による訪日審査
2020年	FATF全体会合、対日審査報告書の公表

第2 社会福祉施設等の防災対策等について

1 社会福祉施設等の耐震化等の推進について

(1) 社会福祉施設等の耐震化等関係予算について

昨年は、平成30年7月豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震など、多くの自然災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、インフラの毀損による二次被害が生じた。

このことを踏まえ、政府においては、国民の生活・経済に欠かせない重要インフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、昨年、重要インフラ等の機能維持の観点から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を取りまとめている。（官邸ホームページ：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html> 参照）

この緊急対策において、社会福祉施設等については、建物・ブロック塀の倒壊や電力のブラックアウト等の発生リスクを踏まえ、緊急的に耐震化整備・ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を行うこととし、平成30年度第2次補正予算及び平成31年度予算（案）において、所要の財源を確保したところである。

また、独立行政法人福祉医療機構による耐震化等の優遇融資についても引き続き実施することとしている。

以上を踏まえ、各都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）におかれては、これらの予算等を有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

(参考1)

(社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等)

平成30年度第2次補正予算(案) 172億円

平成31年度予算(案) 343億円

- ・ 児童福祉施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に加え、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設
融資率	(通常) 70～80% → (耐震化・スプリンクラー等) 95% (高台移転) 95%
利率優遇	(耐震化・スプリンクラー等) 基準金利同率(措置期間中無利子) (高台移転) 無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策(返済猶予や償還期間延長等)も実施。

(2) 社会福祉施設等の耐震化状況等について

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成30年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果(厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照)、平成29年3月時点の耐震化率は90.3%(20.0万棟/22.2万棟)であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

※ なお、次回調査については、平成30年度末時点について調査する予定であるので、引き続き御協力をお願いする。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多数利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※）するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設や津波による被害が想定される施設等の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化等に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度等の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化等の整備を進めていただきたい。

※ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」においては、社会福祉施設等の耐震化率について、2020年度までに約95%まで向上させることを達成目標としている。

2 社会福祉施設等の土砂災害対策等の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け27文施施企第19号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発0820第1号等厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第44号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局との連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、土木（砂防・河川）部局・危機管理部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等の避難確保計画の作成状況及び訓練の実施状況等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、あらゆる機会を通じて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しており、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

また、平成 28 年台風 10 号に伴う水害により、高齢者施設において多数の利用者が亡くなったことを受けて、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成 29 年 1 月 31 日付け老総発 0131 第 1 号、老高発 0131 第 1 号、老振発 0131 第 1 号、老老発 0131 第 1 号）により、非常災害計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について点検し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、当該点検結果の集約をお願いしていたところである。

今般、これらの集約結果を踏まえ、厚生労働省各施設所管課より、各都道府県あて、改めて指導・助言の徹底をお願いしているところであるので、各都道府県におかれては、社会福祉施設等に対して、

- ① 非常災害計画や避難訓練の必要性等に関する周知
- ② 施設の立地に応じて起こりうる災害に対応した計画の策定等について、一層の指導・助言をお願いする。

3 社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、当該情報を元に、災害情報取りまとめ報の作成、必要な支援策の検討等に活用させていただいているところである。各都道府県等におかれては、厚生労働省として必要な支援を迅速に行うため、これらの情報が非常に重要であることから、災害発生時には、引き続き同通知に基づき、可能な限り迅速な情報提供をお願いします。

また、同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに当該リストを未整備の自治体が見受けられるところである。

これに該当する自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急に御対応をお願いします。

なお、今年度中を目途に、昨年の災害時の対応を踏まえ、情報収集項目の追加等、同通知における情報収集様式の見直しを検討することとしているので、御了知いただきたい。

4 災害福祉支援ネットワークの構築の推進について

近年の災害では、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進む中で、被災者に対して医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援を確保していくことが求められている。

こうした中、「災害福祉支援ネットワーク」については、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった配慮を必要とする者（以下「災害時要配慮者」という。）の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークとして、現在までのところ、24 の都府県（平成 30 年 5 月現在）において構築されている。

平成 30 年 7 月豪雨の際には、岡山県内の避難所において、6 府県の災害派遣福祉チームが、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げていただいたところであるが、今後、南海トラフ地震等大規模災害の発生のおそれがあることを踏まえれば、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、全国においてネットワークの構築を図るとともに、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことが重要である。

こうした観点から、厚生労働省においては、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ、取組の周知、促進を図る観点から、昨年 5 月に「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成 30 年 5 月 31 日付け社援発 0531 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知。参考資料 4 参照。）を策定したところである。

各都道府県におかれては、当該ガイドラインを参考としつつ、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等具体的取組の一層の促進をお願いしたい。

なお、平成 30 年 7 月豪雨の際に、災害派遣福祉チームが支援活動を展開した青森県、群馬県、静岡県、岡山県においては、下表のとおり県内のネットワーク構築を進めている。これらの県から御提供いただいた設置要綱等を参考資料として掲載しているので、こうした取組を進める上での参考とされたい。（参考資料 5 ～ 8 参照）

また、各都道府県において、関係団体によるネットワーク会議の開催、災害派遣福祉チームの組成に向けた訓練・研修など、災害福祉支援ネットワークの構築に向けた取組を行う場合には、「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業。「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」から改称予定。）の補助対象となるので、積極的な活用をお願いする。

さらに、厚生労働省においては、平成 31 年度予算（案）に、災害派遣福祉チームの活動内容の標準化、質の確保を図るため、「災害派遣福祉チームリーダー養成等研修事業」の実施に必要な経費を計上しているところであるが、研修の日程や内容等の詳細は今後検討の上、お知らせするとともに、今後、受講者の推薦を依頼する予定であるので、各都道府県におかれては、御了知の上、御協力をお願いしたい。

（参考）青森県、群馬県、静岡県、岡山県における災害福祉支援ネットワークの構築状況概要

	青森県	群馬県	静岡県	岡山県	
災害福祉支援体制	体制の運営主体	青森県	群馬県、群馬県社会福祉協議会	静岡県社会福祉協議会	岡山県社会福祉協議会
	体制の構築団体数	16団体	23団体	15団体	
	平時における取組	①市町村、関係機関・団体との協力体制構築 ②チーム活動の周知 ③チーム員の募集、研修、登録 ④会員、法人、施設等への周知、啓発	①ネットワーク会議の開催 ②チーム員の募集、登録 ③研修・訓練の実施 ④関係機関（行政・地域防災組織等）との連携体制の構築	①ネットワーク会議の運営 ②効果的な災害福祉広域支援活動に向けた推進体制、仕組みづくり等 ③県・市町、及び関係機関・団体等との協力連携体制の構築 ④静岡DCATの派遣に協力できる人員の事前登録及び管理 ⑤静岡DCAT登録者に対する訓練研修 ⑥静岡DCAT派遣に係る活動環境整備 ⑦静岡DCAT受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修 ⑧支援活動に関する周知、啓発	①災害派遣福祉チーム（DWT）推進会議の開催 ②チーム員の募集、登録 ③登録チーム員による研修等の実施
	災害発生時の取組	①被害情報の収集 ②被災市町村、関係機関との連絡調整 ③青森DCATの派遣の判断、設置 ④費用負担に係る調整 ⑤青森DCATの派遣調整、派遣者のとりまとめ ⑥活動に必要な資機材の調整	①構成員等の緊急参集 ②被災状況等の把握 ③他自治体との連絡調整 ④チームの派遣調整、派遣者のとりまとめ	①被害情報の収集 ②県・関係機関との連絡調整 ③ネットワーク構成団体及び関係各所との連絡調整 ④市町村の派遣要請に基づく静岡DCATの派遣調整・手続き等 ⑤派遣に係る費用負担の調整 ⑥その他、派遣に関して必要な事項	平成30年度中に県と社会福祉協議会の間でチーム派遣に関する協定を締結予定であったが、平成30年7月豪雨災害が起これ、急速チーム派遣が必要な事態となったため、協定未締結のまま県が派遣要請を行った。 協定については今後締結予定
災害派遣福祉チーム	災害派遣福祉チームへの登録方式	①青森県災害福祉支援チーム派遣協力申出書を県に提出 ②協力施設等と青森県災害福祉支援チームの派遣に関する協定を締結 ③青森県社協が実施する登録時研修を修了	①所属事業所等による推薦書の提出 ②推薦された本人によるエントリーシートの提出 ③登録研修の受講	①支援協力申出書を静岡県社会福祉協議会会長あてに提出 ②事務局が主催する養成研修を修了	①推薦書の提出 ②災害派遣福祉チーム員養成研修を受講
	災害派遣福祉チームの編成方式	①青森DCAT登録員の中から派遣可能な職員について協力法人等と調整。 ②派遣可能なチーム員でチームを編成。	①協力団体等に派遣の可否を確認 ②派遣が可能なチーム員でチームを編成	①静岡DCAT登録者の中から派遣する職員について協力法人等と調整 ②静岡DCATを編成	詳細については検討中であり、以下は想定 ①県内を4地区に分け、各地区において先遣隊（又はチームリーダー）を事前に選定 ②状況に応じた先遣隊の派遣メンバーやチーム員の構成等を図っていく予定
	チーム員の資格要件	福祉・介護の専門職員（3年以上の実務経験者で、原則として登録時研修を受講した者）	福祉分野の専門職員等（3年以上の実務経験者で、登録研修を受講した者）	リーダー：社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員 チーム員：保育士、精神保健福祉士、生活相談員、介護職員等	県内の福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士等）を中心に、相談支援業務に携わっている職員や災害福祉支援の経験のある職員等で、各所属の施設から推薦のある職員

5 福祉避難所の役割・機能に関する周知について

近年、多くの自然災害が発生する中で、災害時要配慮者に対する支援体制の確保の重要性が増してきている。

災害時要配慮者の支援体制については、前述の災害福祉支援ネットワークの下での災害派遣福祉チームによる応急的な支援だけではなく、一定期間、継続的に必要な支援を提供できる体制を有する福祉避難所の確保も求められる。

- 福祉避難所とは、災害対策基本法施行令（昭和 36 年法律第 223 号）第 20 条の 6 第 5 号において、避難所の種類の一つとして、次のように定義されている。
 - ※ 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- 具体的な福祉避難所の機能については、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）において、次の基準が定められ、これに適合するものを市町村長が指定することとされている。
 - ・ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - ・ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ・ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- さらに、福祉避難所の運営の詳細については、平成 28 年 4 月に、福祉避難所に対する理解の促進、設置の推進等を図る観点から、内閣府において、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf）が策定されている。

こうした中、社会福祉施設等については、市区町村から福祉避難所の指定を受けている場合や、福祉避難所への介護職員等の派遣に関して、市区町村との協定等を締結している場合など、地域における福祉避難所の確保に当たっても、重要な役割を担っている。

このため、各都道府県におかれては、地域において災害時要配慮者に必要な支援体制の構築を図るため、福祉部局としても、平時の段階から、防災部局及び管内市区町村とも連携を図りつつ、福祉避難所の所在や役割、機能について、社会福祉施設等に対し、積極的に周知を図るとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」も踏まえつつ、関係団体に対し、福祉避難所の設置に向けた協力を依頼するなど、必要な助言又は支援に努められたい。

6 社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、これらの利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。

このため、災害等にあっても、最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等について、あらかじめ検討しておくことが必要である。

こうした観点からは、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」を策定することが有効であることから、各都道府県等におかれては、管内の社会福祉施設等に対して、当該計画の策定に向けた積極的な取組について、御指導をお願いしたい。

なお、BCPの策定に当たっては、北海道胆振東部地震による大規模停電等を踏まえ発出した「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課等関係各課連名通知。参考資料9参照。）における点検項目なども参照されたい。

7 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査については、平成 30 年 3 月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

また、今般のアスベスト使用実態調査の公表については、結果がとりまとめ次第公表することとしている。また、独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資について、引き続き実施することとしているため、施設に対し積極的な周知をお願いしたい。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資

	社会福祉施設
融資率	70～75% → 75～80%
利率優遇	通常利率から△0.05～△0.4%

8 社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について

社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用にあたっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について」(平成 28 年 7 月 21 日雇児発 0721 第 17 号・社援発 0721 第 5 号・障発 0721 第 2 号・老発 0721 第 2 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知)において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用や CLT の積極的な活用について御配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用や CLT の積極的な活用についての周知に御協力いただくようお願いしているところであり、引き続き御協力をお願いしたい。

第3 社会福祉施設等の運営等について

1 福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。（参考資料 10 参照）

本事業については、福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービスの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成 26 年 4 月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を全部改正したところである。さらに、平成 30 年 3 月に先般の社会福祉法人制度の見直しや、「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘されたことから、一部改正を行っている。

また、内容評価基準については、平成 30 年 9 月に新たに救護施設に係る基準を制定している。

各都道府県におかれては、これらの改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めていただきたい。

さらに、平成 31 年度からは認証機関は更新制となり、直近 3 ヶ年度における評価件数が 10 件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、更新時研修の実施について遺漏なく取り組んでいただくようお願いする。なお、現在、全国社会福祉協議会において更新時研修のモデル研修を実施しており、これらの結果を踏まえたモデルカリキュラムの運用上の留意点等をお示しするので、活用されたい。

《参照通知等》

- ・「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」
(平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」
(平成 27 年 2 月 17 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・「保育所における第三者評価の実施について」
(平成 28 年 3 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・「障害福祉サービス事業所等 における第三者評価の実施について」
(平成 29 年 2 月 2 日厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)
- ・「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」
(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「救護施設における第三者評価の実施について」
(平成 30 年 9 月 20 日厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・全国社会福祉協議会ホームページ
<http://shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)
<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)
http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf (利用者向けパンフレット)

2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成 12 年 6 月 7 日付け社援第 1354 号厚生省社会・援護局長通知）に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な経費については、平成 31 年度予算（案）において、引き続き「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているところであるので、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるよう、御配慮をいただきたい。

第4 感染症の予防対策について

1 今冬のインフルエンザ対策について

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成30年11月27日付け厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

・平成30年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

・インフルエンザQ&A(平成30年度)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

○国立感染症研究所ホームページ

・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

2 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防対策について」
(平成 30 年 12 月 14 日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関する Q & A」(厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(平成 27 年 6 月 22 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」
（平成 29 年 6 月 16 日医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
（平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知）
- ・C 型肝炎について（一般的な Q & A）（平成 26 年 7 月改訂）
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa_s.html
- ・B 型肝炎について（一般的な Q & A）（平成 26 年 7 月改訂）
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa_s.html
- ・肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）」
（平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

第5 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスが安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続き御協力をお願いしたい。

1 福祉貸付事業について

（1）平成31年度予算（案）の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、子育て安心プラン等に基づく施設整備など、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。また、安定した施設経営の観点から、民間金融機関との協調した融資を徹底している。

平成31年度予算（案）においては、保育や介護の受け皿を整備、推進するために必要な資金需要にも対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資（災害復旧に向けた融資も含む）等を実施する予定（下記参照）であるので、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。



《貸付条件の改善内容》

① 新規事項

- 津波対策としての高台移転整備等に係る融資条件の優遇措置の再編（防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の創設）
 - ・ 現行の優遇融資を再編し、防災・減災等に係る融資条件の優遇融資を創設する
 - ・ 耐震化整備等を伴う補助事業については、貸付利率を基準金利と同率、据置期間中を無利子とし、優遇期間を恒久化
- 働き方改革に資する I C T・介護ロボット等の導入に係る融資対象の追加
 - ・ 介護医療院を融資対象に追加
- 社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充
 - ・ 会計監査人の導入費用等について、貸付利率を優遇
(融資率：90%、貸付利率：基準金利+0.3%)

② 継続事項

- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置
 - ・ 優遇期間を平成 31 年度まで延長
(融資率：75～80%，貸付利率：基準金利～基準金利+0.1%)

(2) 協調融資の推進について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを平成 20 年度から設けているところである。

協調融資を通じて民間金融機関の参入を促し、社会福祉法人等事業者にとっても取引実績のない民間金融機関から機構融資では対応できない緊急性の高い運転資金等の資金ニーズに対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体において、機構からの融資の活用のみを認可要件としている事例が見受けられる。機構の融資は、必要な社会福祉施設等の整備に対し「長期・固定・低利」の資金を提供することにより、事業者負担軽減を図り、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するものであり、事業者の資金調達手段について民間金融機関からの資金調達を排除することのないよう御留意いただきたい。

(3) 意見書の発行について

社会福祉法人等が機構融資の借入申込を行う際には、従来から、整備を行う施設等を所管する自治体からの意見書の提出をお願いしているところであり、平成 31 年度においても引き続き御協力をお願いしたい。

意見書には、地域における施設等の必要性に加え、施設を運営する法人の適格性について記載を行うが、特に法人の適格性については、今日の社会保障制度を取り巻く経営環境を考慮すると、施設等の経営主体のガバナンス態勢の確保は極めて重要であり、法令遵守はもとより、しっかりとした経営理念に基づき、代表者のリーダーシップの下で、法人組織全体が効率よく運営されている体制にあるかどうか十分に確認していただくよう重ねてお願いしたい。

なお、機構融資の借入申込予定者に対しては、機構のホームページに掲載されている「融資のポイント（ガイドライン）」を参照するとともに、融資の借入申込書の受理手続が終了前に工事着工を行った場合には融資対象外となってしまうので、事業計画策定の際には速やかに機構へ融資相談を行うよう御指導願いたい。

2 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした確度の高い経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。

具体的には、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等に資するための「ガバナンス診断プログラム」や財務面において優良である施設のデータとの対比等により法人の経営状況を分析し、改善すべき課題や改善による効果等を提示する「経営分析プログラム」などのコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施しているところである。



各都道府県等におかれては、福祉サービス基盤の安定的かつ効率的に提供・維持するため、経営面の課題の早期発見やガバナンス体制の課題等を抱えている社会福祉法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、機構ホームページ及びWAM NETに掲載しているので、参照されたい。

- ・ 機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>)
- ・ WAM NET (<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>)

(参考) 機構の経営サポート事業の概要 (平成 30 年度実績・見込み)

1. リサーチ業務

- ・ 各種調査を実施し「リサーチレポート」を公表。

【具体例】 (機構のホームページに掲載)

- ・ 平成 30 年度介護報酬改定の影響に関するアンケート調査の結果について
- ・ 平成 29 年度「介護人材」に関するアンケート調査の結果について
- ・ 平成 29 年度福祉・医療施設の建設費について
- ・ 平成 29 年度社会福祉法人の経営状況について など

- ・社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、「社会福祉法人経営動向調査」として定期的（四半期に1度）公表。病院および医療法人の現場の経営実感を定期的（四半期に1度）に調査する「病院経営動向調査」を開始。
- ・「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「保育所・認定こども園」「病医院」「介護老人保健施設」「通所介護・認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「小規模多機能型居宅介護」「障害福祉サービス」「養護老人ホーム」の10施設・事業、「法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人）」について、分析結果を「経営分析参考指標」として取りまとめて発行。
- ・施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う簡易経営診断を実施。

2. セミナー業務

- ・専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月前を目途に機構のホームページに掲載。

3. コンサルティング業務

① 経営分析プログラム

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がり提示。

② 個別支援プログラム

- ・法人が現在抱えている課題について、実際に法人の元に伺いヒアリングをしたうえで、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

【具体例】

- ・社会福祉法人に係る雇用管理の適正化（就業規則・給与規程の統合）支援
- ・社会福祉法人に係る増収戦略立案支援 など

③ ガバナンス診断プログラム

- ・社会福祉法人のガバナンス体制強化という課題に対応するため、PDCAの考え方を取り入れた法人の現状認識を促すための評価報告書を提示。

3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

(1) 平成 31 年度予算（案）

275.8 億円（国庫補助額）

(2) 都道府県補助金

社会福祉施設職員等退職手当共済事業（以下「退職手当共済事業」という。）は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で 1 / 3 ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業において、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成 30 年度分に係る補助金の交付が完了していない道県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、平成 31 年度における共済契約者 1 人当たりの補助単価（都道府県単位金額）については、予算成立後、速やかにお示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段の御配慮をお願いしたい。

なお、退職手当共済事業の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図っていただくなど、御協力をお願いしたい。



(3) 単位掛金額の見直し

退職手当共済事業における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない（社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条第3項）」とされているところである。

平成31年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額については平成31年度予算成立後を目途にお示しする告示において正式に定める予定としているが現時点においては平成30年度と同額（44,500円）を予定している。

4 福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業について

WAM NET事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであり、活用願いたい。

(<https://www.wam.go.jp/>)

（参考）WAM NET掲載の主なコンテンツ

- ・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
- ・障害福祉サービス等情報公表システム
- ・介護保険最新情報
- ・イベント・セミナー情報
- ・福祉サービス第三者評価情報



5 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対して助成するとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。

平成29年度から、助成テーマを「ニッポン一億総活躍プラン」と連動した内容に組み替えており、一億総活躍社会の実現を推進していくこととしている。



助成先については助成金をきっかけに自治体と連携し、助成終了後において、自治体から地域づくり活動に関する補助や委託を受けて活動継続しているケースもあり、地域におけるセーフティネットの構築に寄与しているところである。

機構のホームページにおいて、これまでの優良事例を掲載しているほか、助成データベース（WAM助成 e-ライブラリー [<https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/>]）からこれまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているところである。

また、機構のNPOリソースセンターにおいては、助成した事業の内容について個別に照会にも応じているため、各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しながら、各地域で活動するNPO法人等との連携を図っていただきたい。

